

生産緑地買取申出 提出書類及び図書

	添 付 書 類	必 要 事 項	主たる従事者の死亡		主たる従事者の故障	指定から30年経過
			相続登記完了	相続登記未完了		
1	生産緑地買取申出書	・ 日付は未記入のまま。 ・ 30年経過は 実印を押印。提出時、本人確認書類の提示。	◎	◎	◎	◎
2	生産緑地の農業の主たる従事者証明書	・ 原本 ※原本がお手元にはない場合は買取申出前に御相談下さい。	◎	◎	◎	-
3	故障の認定通知書	・ 原本 ※原本がお手元にはない場合は買取申出前に御相談下さい。	-	-	◎	-
4	登記事項証明書 (全部事項証明書)	・ 原本、3か月以内のもの ★ ・ 法務局で取得したもの	◎	◎	◎	◎
5	公 図	・ 原本、3か月以内のもの ★ ・ 法務局で取得したもの ・ 方位・縮尺 ・ 当該生産緑地地区を赤枠で表示	◎	◎	◎	◎
6	案 内 図	・ 縮尺 1/2,500以上 ・ 当該生産緑地地区を赤枠で表示	◎	◎	◎	◎
7	求積図又は実測図 (筆の一部の買取申出をする場合、買取申出部分を測量)	・ 縮尺 1/500以上 ・ 買取申出をする区域の確定(赤枠で表示) ・ 方位・縮尺、面積、作成者名 ・ 筆界点、座標値等 (不動産登記事務手続き準則第50条に従い作成)	○	○	○	○
8	生産緑地地区買取申出に係る確認表	・ 申出者全員で内容を確認し記入。	◎	◎	◎	◎
9	その他必要な書類等	・ 登記簿上の所有者住所と現住所が異なる場合、経緯を証する書面(住民票、戸籍の附票、住居表示変更証明書等) ・ 所有権以外(抵当権・賃借権等)の権利者の同意書(権利を消滅させる旨の書面(第11号様式(2)) ※主たる従事者の死亡時に、謄本上に財務省抵当権が残っている場合には、税務署の同意書は不要。	○	○	○	○
10	遺産分割協議書 (協議成立しているとき)	・ 原本 ★	-	○	-	-
11	相続人関係図	・ 氏名・生年月日・続柄 ・ 死亡の日(故人の場合)を記入 ※法務局が発行する法定相続情報一覧図(法定相続情報証明制度)の場合、12・13は不要。	-	◎	-	-
12	被相続人の戸籍(除籍)謄本 (11※の場合不要)	・ 被相続人の出生から死亡まで確認できる戸籍(改製原戸籍等) ・ 原本 ★	-	○	-	-
13	相続人全員の戸籍謄本 (11※の場合不要)	・ 原本 ★	-	○	-	-
14	印鑑証明	・ 原本 ★ ※1 相続人全員の印鑑証明、遺産分割協議書と同一の印鑑の印鑑証明。 ※2 買取申出書と同一の印鑑の印鑑証明。	-	※1◎	-	※2◎
15	委 任 状	・ 所有者以外の人が提出する場合や、共有農地で提出時に来庁しない人がいる場合。	-	-	-	○

◎は必須、○は該当の場合のみ必要

★印は、**コピー持参で原本還付可**

■相続発生時の買取申出書の申出者及び印について

※遺産分割協議が**成立している場合** → 相続人となった方の署名・捺印

※遺産分割協議が**成立していない場合** → 相続人全員の連名・**実印**

■指定から30年経過の委任状について…委任者の署名又は記名・押印、住所

…代理人の氏名・住所・生年月日 (提出時、**本人確認書類の提示**)